

令和6年12月9日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和6年12月5日付託分)

附属資料

くらし安全防災局

目 次

ページ

- 1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表【くらし安全防災局関係】 1
- 2 入札執行状況調書 4

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表【くらし安全防災局関係】

<第1条関係>（令和7年4月1日施行）

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～1の5（略）	(略)	1～1の5（略）	(略)
1の6 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。）	<u>横浜市、川崎市及び相模原市</u>	1の6 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。）	<u>相模原市</u>
(1)～(7)（略）		(1)～(7)（略）	
(8) 法第14条第1項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の <u>位置等</u> の変更の工事等を許可すること。		(8) 法第14条第1項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の <u>位置</u> の変更の工事等を許可すること。	
(9) 法第14条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の <u>工事</u> の届出を受理すること。		(9) 法第14条第2項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の <u>工事等</u> の届出を受理すること。	
(10)～(21)（略）		(10)～(21)（略）	
(22) <u>法第20条第3項第1号の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。</u>		(22)（略）	
(23)（略）		(23) <u>法第20条の4第1項</u> の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること。	
(24) <u>法第20条の4</u> の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること。		(24)～(60)（略）	
(25)～(61)（略）		(新規)	
(62) <u>法第39条の21第1項後段の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。</u>			
(63) <u>法第39条の23後段の規定により、危害予防規程の提</u>			

改 正		現 行	
<u>出を求めること。</u>		<u>(61)～(72)</u> (略)	
(64)～(75) (略)		2～160 (略)	(略)
2～160 (略)	(略)		

< 第2条関係 > (令和8年12月21日施行)

改 正		現 行	
第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)		第1条～第3条 (略) 別表 (第3条関係)	
1～1の5 (略)	(略)	1～1の5 (略)	(略)
1の6 高压ガス保安法 (昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (高压ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。) (1)～(20) (略) (21) <u>法第20条第3項本文</u> の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。 (22) <u>法第20条第3項ただし書</u> の規定により、高压ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。 (23)～(50) (略) (51) <u>法第35条第1項本文</u> の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。 (52) <u>法第35条第1項ただし書</u> の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。 (53)～(59) (略) (削除)	1の6 高压ガス保安法 (昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (高压ガス保安法施行令 (平成9年政令第20号) 第22条に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。) (1)～(20) (略) (21) <u>法第20条第3項</u> の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。 (22) <u>法第20条第3項第1号</u> の規定により、高压ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。 (23)～(50) (略) (51) <u>法第35条第1項</u> の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。 (52) <u>法第35条第1項第1号</u> の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。 (53)～(59) (略) (60) <u>法第39条の11第1項の規定</u> により、特定変更工事に係る完成検査の記録の届出を受理すること。 (61) <u>法第39条の11第2項の規定</u> により、特定施設に係る	(略)	
(削除)			

改 正		現 行	
<p>(60) <u>法第39条の10第1項後段</u>の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。</p> <p>(61) <u>法第39条の12後段</u>の規定により、危害予防規程の提出を求めること。</p> <p>(62)～(73) (略)</p>		<p><u>保安検査の記録の届出を受理すること。</u></p> <p>(62) <u>法第39条の21第1項後段</u>の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。</p> <p>(63) <u>法第39条の23後段</u>の規定により、危害予防規程の提出を求めること。</p> <p>(64)～(75) (略)</p>	
2～160 (略)	(略)	2～160 (略)	(略)

2 入札執行状況調書

件名 避難者用屋内テント

- (1) 開札年月日 令和6年10月24日
 (2) 落札額 132,000,000円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 12,000,000円
 (3) 入札回数 1回
 (4) 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
321,750,000 (292,500,000)	132,000,000 (120,000,000)	—

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
佐川アドバンス株式会社	東京都江東区新砂	田辺 正己	120,000,000	落札
船山株式会社	新潟県長岡市稲保	秋山 政信	127,500,000	
株式会社アルファポイント	愛知県名古屋市中区大須	丸山 和之	149,990,000	
株式会社ヒラボウ	神奈川県平塚市東中原	志村 一浩	180,000,000	
株式会社サイボウ	埼玉県さいたま市見沼区卸町	結城 剛	360,000,000	
DRプランニング株式会社	神奈川県藤沢市石川	佐藤 菜美子	375,000,000	
株式会社Flap	神奈川県横浜市中区山下町	寺崎 英次		辞退
株式会社釜仙	神奈川県川崎市川崎区砂子	田辺 哲也		入札書不着
ヴィレップス合同会社	大阪府松原市田井城	項 帥		入札書不着

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。